

## 建築総合科普通課程 Q & A

### Q. 東三河高等技術専門校は、どんな施設ですか？

A. 職業能力開発促進法に基づいて設置された愛知県立の公共職業訓練施設で、就職するために必要な知識・技能を習得する施設です。

文部科学省が所管する学校ではないので、本校を修了しても学歴にはなりません。

### Q. 普通課程とは、何ですか？

A. 主に中学・高等学校の卒業者を対象にした学卒者向けの訓練コースです。訓練期間は2年間で、訓練時間は2,800時間（1年につき概ね1,400時間）以上です。

### Q. 訓練ではどのようなことを行うのですか？

A. 建設（建築）に特化した職業訓練で、主たる内容は、建設系技能労働者に求められる技能の習得のため、学科訓練（全体の35%）、実技訓練（全体の65%）、を行っています。

## 対 象

### Q. 応募資格はどのようになっていますか？

A. 中学校卒業程度の学力のある方で、訓練科目の習得に必要な能力と職業訓練に意欲のある、概ね30歳以下の方です。雇用保険受給中の方も、そうでない方も応募できます。

### Q. 高校生・大学生・一般社会人（概ね30歳以下）が、建築総合科に入校しても大丈夫でしょうか？

A. 本校では、建築の基礎を1から学んでいただきますので、学習意欲と建築に関係したものづくりに関心があれば、ぜひ応募してください。

ただし、職歴のある方は住所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）であらかじめご相談ください。

### Q. 女性が入校しても大丈夫でしょうか？

A. 過去には訓練生として優秀な成績で修了した者もいます。建築の基礎を1

から学んでいただきますので、学習意欲と建築に関係したものづくりに関心があれば、ぜひ応募してください。

## 見 学

### Q. 施設見学会など行っていますか？

A. 例年、中学校・高等学校の夏休み期間中と、11月頃にオープンキャンパスを開催しています。その他、電話等でのお問い合わせをいただければ、その都度、対応させていただきます。

## 募 集

### Q. 募集はいつ頃ですか？

A. 例年ですと、9月中旬～10月下旬（中学校卒業予定者を除く）と11月初旬～1月初旬（中学校卒業予定者を含む）の2回募集しています。合格者が募集定員に達しない場合には、3月下旬まで追加募集することがあります。

募集開始の少し前に、本校ホームページに掲載するとともに、地元の学校などには文書でお知らせしています。

### Q. 入校選考(入試)日はいつ頃ですか？

A. 例年、11月初旬（中学校卒業予定者を除く）と1月下旬（中学校卒業予定者を含む）の2回です。

（追加募集がある時には、3月下旬にも入校選考します。）

### Q. 高校、大学、専門学校などと併願受験はできますか？

A. 本校と入校選考日が異なる場合には併願受験できますが、本校と入校選考日が同一の場合は不可能です。

### Q. 夜間定時制高校や通信制高校に在籍しながら、本校に入校できますか？

A. 定時制高校や通信制高校と併用して入校できます。

本校の終了時間は午後4時30分ですので、この時間から夜間定時制高校の開始時間に間に合うか事前にご確認ください。

### Q. 入校願書はどこにありますか？ 受付場所はどこですか？

A. 入校願書は本校及び公共職業安定所にあります。また、本校のホームページからもダウンロードできます。

受付場所は本校です。職歴のある方は住所を管轄する公共職業安定所で

あらかじめご相談ください。

入校願書に入校検定料(4,400円)分の愛知県収入証紙を貼って、本校に提出してください。

## 雇用保険

### Q. 訓練期間中は、雇用保険などの給付を受けられますか？

#### A. 住所を所轄する公共職業安定所にご相談ください。

雇用保険の受給資格のある方又は受給中の方で公共職業安定所長の受講指示を受けて入校される方は、雇用保険の失業給付（基本手当、受講手当、通所手当）が支給されます。（受講指示には一定の要件を満たす必要があります。）

受講指示以外の方で、一定の要件を満たし、公共職業安定所長の支援指示を受けて入校される方には、職業訓練受講給付金を受けることができる場合があります。

## 経費

### Q. 訓練期間中に必要な経費は何ですか？

#### A. 主に授業料等と教科書等の実費が必要となります。

入校料は5,650円で、入校日に現金で支払っていただきます。

授業料は年額60,000円で、4月、7月、10月、1月の4期(1期当たり15,000円)に分けて納付していただきます。ほかに作業服、教科書等の実費が必要となります。

なお、実習訓練に必要な材料や工具類は本校で用意します。

### Q. 入校料や授業料の減免制度はありますか？

A. 保護者のいる訓練生にあっては保護者が、それ以外の訓練生にあっては訓練生が、次のいずれかに該当する場合、申請により、入校料及び授業料の全部もしくは一部が免除、又は徴収延期されることがあります。詳しくは本校庶務課まで（毎年3月末までに）おたずねください。

#### [減免制度]

	減免の対象	減免の範囲
第1号	児童扶養手当法の規定により児童扶養手当の支給を受けている場合（一部支給者を除く。）	入校料及び授業料の全部
第2号	地方税法の規定により市町村民税を納付していない場合又は市町村民税の均等割のみ納付している場合	入校料及び授業料の全部

第3号	地方税法の規定により市町村民税の課税総所得金額の合計が 336,000 円以下の場合	授業料の半額
第4号	申請期限前1年以内において、天災その他不慮の災害を受けたことにより、学資の支弁が困難な場合	入校料及び授業料の全部又は半額
第5号	申請期限前1年以内において、長期疾病、生業不振又は失業のためその生計が著しく不良となったことにより、学資の支弁が困難な場合	入校料及び授業料の全部又は半額
第6号	<b>中卒者または高校中退者</b> で、授業料が免除された場合に国からの職業能力開発施設運営費交付金により財政措置の対象となる場合（ <b>県立高等学校在學生と同様に、市町村民税所得割額が304,200円（年収910万円程度）未満の場合</b> ）	授業料の全部
第7号	その他知事が特に減免の必要があると認めた場合	入校料及び授業料の全部又は半額

第1号から第5号までに該当する場合であっても、生活保護法第17条第2号に規定する生業扶助が受給できる場合は、授業料の減免をしないものとします。

※保護者とは、未成年の訓練生については、その者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは後見人をいい、成年の訓練生については、主としてその学資を支弁する者をいう。

## 選考試験

### Q. 選考試験はどんな内容ですか？

A. 選考は、「筆記試験」と「面接試験」です。

### Q. 学科試験はどの程度のレベルですか？

A. 中学校卒業程度の学力があれば、解答できるレベルです。

### Q. 募集定員より応募人数が少なければ必ず合格できますか？

A. 学科試験及び面接試験の結果から判断して、不合格となる場合もあります。

### Q. 合格発表はどんな方法ですか？

A. 合格・不合格にかかわらず郵送で通知しています。

## 訓練

### Q. 訓練（授業）はどんな内容ですか？

A. 訓練時間のうち、実習が約65%、学科が約35%で、実習が中心です。

学科では、建築に必要な数学(四則計算、方程式、図形、三角関数など)は学習しますが、工業高校で学習する国語、地理・歴史、英語などの普通教科・科目はありません。逆に、普通教科・科目がないかわりに、その分だけ、2

年間で実習をしっかりと学んでいただきます。

**Q. 訓練時間はどのようになっていますか？**

A. 午前9時から午後4時30分までです。(土・日・祝日は休日。)

1日の訓練時間の区分は、午前が50分授業を3コマの学科、午後は100分授業を2コマの実習を基本とし、訓練が進むと実習の時間は大きく増えます。また、夏休み、冬休み、春休みがそれぞれ約2週間あります。

**Q. 日々の訓練において、自宅での予習復習はどの程度必要ですか？**

A. その日の訓練で学んだことを自宅で復習すればよく身につくと思います。特に学科の科目では、記憶しなくてはならない内容が多くありますので、反復して覚えることが大切です。予習については通常、特に必要はありません。(普通課程、短期課程共通)

**Q. 訓練中に試験があるのですか。又試験に合格しない場合、修了はできないのですか？**

A. 習得度を確認する意味で試験を行っています。試験の結果、習得度が低ければ補講などを受講してもらいます。通常、試験の結果のみで修了ができないということはありません。(普通課程、短期課程共通)

**Q. 昼食は給食などがあるのですか？**

A. 給食はありません。昼休みに校外に出ることはできませんので、弁当を持参するか、業者が配達する弁当を個人で購入してください。飲み物については、校内に自動販売機が設置してあります。(普通課程、短期課程共通)

**Q. 制服はありますか？**

A. 制服はありませんが、実習訓練が多いため、作業服、安全靴を着用していただきます。(作業服・安全靴は各自負担となります。)

**Q. 1年次の学科はどんなことを学びますか？**

A. 建築物の構造、都市計画、建物計画などの関係法規、建築製図など建築物を作るために必要な知識の基礎を中心に教科書を使用して学びます。

**Q. 1年次の実習はどんなことを学びますか？**

A. 大工道具といわれるノミ、カンナ、ノコギリなどの手道具の取り扱いから始まり、木造の建物を組上げるための各接合部の方法を基礎訓練とし、また建築板金、塗装、足場組みなど関連業種について、簡単な訓練をします。個

人のスキル評価として2級・3級建築大工技能士に挑戦する者もいます。

**Q. 2年次の木造建築コースではどんなことを学びますか？**

A. 建築大工を主に木造建築物を建築するために必要な各種工事について、実際の建築現場にあわせた軸組み、建て方、外装、内装までの一貫した施工法をモデルハウス建築等によって実習し、知識・技能を習得します。

将来は、大工工事業をはじめとする建設技能労働者（職人さん）として従事することを目指す人が対象です。

**Q. 2年次の施工管理コースではどんなことを学びますか？**

A. 建築設計、施工管理に必要な現地調査、各種手続き、積算、安全管理、工程管理等、机上演習を通し、知識・技能を習得します。

将来は、建築士や現場監督として建設現場の監理（管理）者として従事することを目指す人が対象です。

**Q. 2年次の企業実習はどんな実習ですか？**

A. 訓練生は、2年次に工務店や建設会社などで1か月ほど実際の実務を作業体験し、就職への自信につなげます。実習先企業では能力評価を行い、訓練生の就職活動に役立てます。

**取得資格**

**Q. 訓練期間中にどんな資格が得られますか？**

A. アーク溶接、足場組み立て、自由研削用といしの取替え等の特別教育修了証、丸のこの取扱い作業従事者の安全衛生教育修了証を訓練期間中に取得します。

**Q. 在校中に、技能士は取得できないのですか？**

A. 1年生のうちには建築大工、建築配管、型枠施工などの3級技能検定試験について受験ができます。3級技能検定合格の翌年には、同職種の2級にチャレンジできます。

**Q. 建築士の資格取得は、どのようになっていますか？**

A. 本校を修了すると、二級建築士及び木造建築士の受験に必要な実務経験年数が7年から2年（高卒者）、4年（中卒者）に短縮されます。

本校では、2年間の訓練期間中に、建築士の資格取得に必要な科目についても学んでいただきます。

**Q. 本校での訓練課程を修了すると、どのような資格（称号）が得られますか？**

A. 修了時に行う技能照査に合格すると、「技能士補（建築大工）」を称することができます。

また、技能照査の合格者は、修了直後に2級建築大工技能検定試験を受験することが可能となり、学科が免除となります。

**通 学**

**Q. 最寄り駅はどこですか？**

A. JR飯田線を豊橋方面から乗車された方は、「三河一宮」駅です。新城方面から乗車された方は、「長山」駅です。共に線路沿いに徒歩20分です。

**Q. 公共交通機関を利用する際、学割は適用されますか？**

A. 普通課程訓練の通学には、「学生割引」が適用されます。入校後、所定の手続きをとって定期券を購入します。

**Q. 自転車・バイク・自動車に通学できますか？**

A. 学校内には訓練生用の駐輪場と、広い駐車スペース（無料）があります。バイク・自動車通学を希望される方は、運転免許証と自動車の任意保険証加入確認のうえ、車両通校許可を申請していただきます。

**就 職**

**Q. 建設系の就業状況はどのようですか？**

A. 平成27年国勢調査によると、35歳未満の建設業就業者は全体の17.8%にとどまっており、若年技能労働者の人材が大いに不足している状況がうかがえます。今後、一段と若者の入職が期待されることは間違いありません。

**Q. 就職に関してどのように支援を受けられますか？**

A. 訓練生に実際の仕事の中身を知ってもらうために、建設関連企業の現場見学を実施しています。

2年次には、就職先としてのマッチングも視野に入れながら、1か月程度の企業実習を行います。

また、ジョブ・カードを活用したキャリアカウンセリングも実施します。普通課程の修了生の就職率は、ほぼ100%です。

## 指導員のメッセージ

建設業界は多種多様な新しい技術・素材・工法の開発が進み、建築系業界は分業化が進んでいます。従来の「大工見習い」として雇用し長い時間をかけて一人前に育成する企業は激減しています。企業は単に「技能工」を求め、企業自身が分業化した専門職を早期育成するスタンスに改変しつつあります。

本校の建築総合科は、単能工「大工」のみを育成するのではなく、建築系の幅広い職域で多面的な技能について学び、大工、内装工、型枠工、鉄筋工、外装工、左官等の幅広い施工現場で活躍できる人材を育成します。

(⇒建築総合科木造建築コース)

一方で、建築様式や生産方式の近代化が進む中で、建築生産現場では業務の細分された分業化が大きく進んでいる現状があります。その中で、様々な関連工事をコーディネートする役割を果たす元請け業者の「建築施工管理者」「設計技術者」、また、専門工事業者の「建築施工管理者」が今後一層重要な職となっていることから、建築生産を広く理解し設計図面を熟知した設計技術者、現場管理者、現場監督者を目指す人材を育成します。

(⇒建築総合科施工管理コース)

訓練風景がこちらから確認いただけます。

なお、機種によっては読み取れない場合があります。



東三河専門学校通信